

九 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）

改正案	現行
<p>（参加者）</p> <p>第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次の各号に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項に規定する証券金融会社</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（実質株主の通知）</p> <p>第三十一条 保管振替機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、会社に対し、当該各号に定める実質株主につき、氏名及び住所並びに前条第一項の規定により有するものとみなされる株式の種類及び数（以下「通知事項」という。）又は通知事項の変更（株式の発行によるものを除く。）を速やかに通知しなければならない。</p> <p>一 会社が商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の期間又は一定の日を定めたとき。その期間が始まる時又はその日の実質株主</p> <p>二 会社が商法第二百十九条第一項及び第二百八十条ノ四第二項（同法第三百四十一条ノ二ノ四第二項（同法第三百四十一条ノ十八において</p>	<p>（参加者）</p> <p>第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次の各号に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する証券金融会社</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（実質株主の通知）</p> <p>第三十一条 保管振替機関は、会社が商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の期間又は一定の日を定めたときは、会社に対し、その期間が始まる時又はその日の実質株主につき、次に掲げる事項又はその変更（株式の発行によるものを除く。）を速やかに通知しなければならない。会社が同法第二百十九条第一項及び第二百八十条ノ四第二項（同法第三百四十一条ノ二ノ四第二項（同法第三百四十一条ノ十八において準用する場合を含む。）の規定により一定の日を定めた場合のその日の実質株主についても、同様とする。</p> <p>一 氏名及び住所</p>

準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。) の規定により一定の日を定めたとき。 その日の実質株主

三 営業年度を一年とする会社について、営業年度ごとに、当該営業年度の開始の日から起算して六月を経過したとき(当該会社が商法第一百九十三条ノ五第一項の規定により定款をもつて営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとに、その日が到来したとき(第一号に該当するときを除く。))。 当該営業年度の開始の日から起算して六月を経過した日の実質株主(当該会社が同項の規定により定款をもつて営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとのその日の実質株主)

2 4 (略)

5 保管振替機関は、実質株主による株主の権利の行使があるときその他会社に必要があるときは、会社の請求により、参加者口座簿の記載又は参加者の報告に基づき、速やかに、第一項又は第二項の規定により実質株主として通知をした者が実質株主でなくなつた旨又は第一項の株式の数の減少を通知しなければならない。ただし、商法第二百二十四条ノ三第一項の期間内は、この限りでない。

(実質株主名簿)

第三十二条 (略)

2 保管振替機関名義株式につき、前条第一項の規定による通知を受けたときは、会社は、実質株主名簿に、通知事項のほか、各実質株主が有するものとみなされる各株式につき同項の規定による通知の年月日を記載しなければならない。

二 前条第一項の規定により有するものとみなされる株式の種類及び数

2 4 (略)

5 保管振替機関は、実質株主による株主の権利の行使があるときその他会社に必要があるときは、会社の請求により、参加者口座簿の記載又は参加者の報告に基づき、速やかに、第一項又は第二項の規定により実質株主として通知をした者が実質株主でなくなつた旨又は第一項第二号の株式の数の減少を通知しなければならない。ただし、商法第二百二十四条ノ三第一項の期間内は、この限りでない。

(実質株主名簿)

第三十二条 (略)

2 保管振替機関名義株式につき、前条第一項の規定による通知を受けたときは、会社は、実質株主名簿に、同項各号に掲げる事項のほか、各実質株主が有するものとみなされる各株式につき同項の規定による通知の年月日を記載しなければならない。

3 会社は、第十九条又は前条第二項に規定する場合には、株主名簿に新たに発行された株式の株主として保管振替機関を、実質株主名簿にその株式の実質株主に関する通知事項及び株式取得の年月日を記載し、実質株主名簿に記載した事項を保管振替機関に通知しなければならない。

4 保管振替機関名義株式につき、前条第五項の規定による通知を受けたときは、会社は、通知事項の変更を実質株主名簿に記載しなければならない。

5・6 (略)

(株券以外の有価証券)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する規定のほか、前章第三節の規定(第三十一条第一項第二号、第二項及び第四項、第三十二条第三項、第三十四条並びに第三十五条第二項の規定を除く。)は、株券以外の有価証券のうち特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第 号)に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定(第三十一条第一項第三号、第二項及び第四項、第三十四条並びに第三十五条第二項の規定を除く。)は、株券以外の有価証券のうち証券投資信託及

3 会社は、第十九条又は前条第二項に規定する場合には、株主名簿に新たに発行された株式の株主として保管振替機関を、実質株主名簿にその株式の実質株主に関する同条第一項各号に掲げる事項及び株式取得の年月日を記載し、実質株主名簿に記載した事項を保管振替機関に通知しなければならない。

4 保管振替機関名義株式につき、前条第五項の規定による通知を受けたときは、会社は、同条第一項各号に掲げる事項の変更を実質株主名簿に記載しなければならない。

5・6 (略)

(株券以外の有価証券)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する規定のほか、前章第三節の規定(第三十一条第一項後段、第二項及び第四項、第三十二条第三項、第三十四条並びに第三十五条第二項の規定を除く。)は、株券以外の有価証券のうち特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第 号)に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と読み替えるものとする。

び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質投資主」及び「実質投資主名簿」と読み替えるものとする。

5 前二項に規定するもののほか、前各項の規定により準用する場合の技術的読替えに関し必要な事項は、主務省令で定める。

第四十五条 保管振替機関の役員又は参加者（その者が法人であるときは、その役員）が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 五（略）

六 第二十九条第一項後段（第三十九条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、名義書換の請求をすることを怠つたとき。

七 第三十一条第一項（第三十九条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、又は第五項（第三十九条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、実質株主、実質優先出資社員若しくは実質投資主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

八（略）

第四十六条 商法第四百九十八条第一項、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第八十三条第一項又は証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百五十一条に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

4 前項に規定するもののほか、前三項の規定により準用する場合の技術的読替えに関し必要な事項は、主務省令で定める。

第四十五条 保管振替機関の役員又は参加者（その者が法人であるときは、その役員）が次の各号の一に該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 五（略）

六 第二十九条第一項後段（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、名義書換の請求をすることを怠つたとき。

七 第三十一条第一項（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、又は第五項（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、実質株主若しくは実質優先出資社員についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

八（略）

第四十六条 商法第四百九十八条第一項又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第八十三条第一項に掲げる者が次の各号の一に該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第三十二条第一項又は第五項（これらの規定を第三十九条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、実質株主名簿、実質優先出資社員名簿又は実質投資主名簿（以下この条において「実質株主名簿等」という。）を備え置かなかつたとき。

二 第三十二条第二項（第三十九条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第三項（第三十九条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）又は第四項（第三十九条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、実質株主名簿等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 正当の理由がなく、第三十二条第六項（第三十九条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による実質株主名簿等の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

一 第三十二条第一項又は第五項（これらの規定を第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、実質株主名簿又は実質優先出資社員名簿（以下この条において「実質株主名簿等」という。）を備え置かなかつたとき。

二 第三十二条第二項（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）、第三項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第四項（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、実質株主名簿等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 正当の理由がなく、第三十二条第六項（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による実質株主名簿等の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。